

愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、循環型社会の形成を目指し、愛知県が実施するすべての工事における建設副産物の発生抑制、リサイクルの推進及び適正処理の推進を実現するため、設計段階から一貫したリサイクルガイドラインのシステムを構築することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、愛知県が実施するすべての工事（以下「工事」という。）について適用することとし、工事を担当する課（以下「発注者」という。）、検査を担当する職員（以下「検査員」という。）、設計業務を受注する業者（以下「設計受注者」という。）、工事を請け負う業者（以下「請負者」という。）、工事監理業務を受注する業者（以下「監理受注者」という。）など工事に関わるすべての組織、関係者に対して遵守を求める。

(基本方針)

第3条 工事の設計、積算、施工に当たっては、次に掲げる各号の基本方針により建設副産物に係る総合的対策を適切に実施しなければならない。

- 一 建設副産物の発生抑制に努めること。
- 二 発生した建設副産物については、再使用、再資源化、及び減量化に努めること。
- 三 再使用、再資源化、減量化できないものについては、適正処理に努めること。
- 四 工事において資材を使用する場合は、貴重な資源の保護、資源リサイクルの推進及びグリーン購入普及の観点から、「愛知県あいくる材率先利用方針」の遵守などリサイクル資材の使用に努めること。

(発注者の責務)

第4条 発注者は建設副産物の発生抑制、リサイクル、適正処理を推進するため、工事費に必要な経費を計上しなければならない。

第2章 概略設計・予備設計・基本設計段階の計画

(概略設計・予備設計・基本設計段階での総合配慮)

第5条 設計受注者は、工事の概略設計・予備設計・基本設計に当たり建設副産物の発生抑制のための工法選択、発生土搬出量縮減のための方策、多量に発生する建設副産物の処理方針等を総合的に勘案して進めなければならない。

第3章 詳細設計・実施設計段階の計画

(詳細設計・実施設計段階での総合配慮)

第6条 設計受注者は、工事の詳細設計・実施設計に当たり建設副産物の発生抑制、リサイクルの推進、リサイクル資材の利用促進等を総合的に勘案して進めなければならない。

(発生土、受入土についての調整)

第7条 発生土及び受入土の情報を建設発生土情報交換システムに載せるため、詳細設計・実施設計の設計受注者は、工事期間が定まっている場合は、受注後できるだけ早期に、また、工事期間の定まっていない場合は、成果物の納入時期までに、ボーリング調査、現地調

査及び設計の内容から、別表 1 に定められた事項を整理し発注者に提出しなければならない。

なお、工区を区分して工事が実施されることが想定される場合は、発注者と相談の上、工区単位の発生土及び受入土の情報を提出しなければならない。

- 2 発注者はその情報を基に、建設発生土情報交換システムに登録し、できるだけ工事間の発生土の流用について調整を行い、積算に反映させるようにしなければならない。

第 4 章 積算段階の計画

(積算段階の配慮等)

第 8 条 発注者は、リサイクル原則化ルール、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「愛知県あいくる材率先利用方針」及びこの要綱の趣旨に従って積算しなければならない。

(リサイクル阻害要因説明書の作成)

第 9 条 発注者は、積算の内容が、別表 2 の事項に該当するときは積算段階のリサイクル阻害要因説明書（様式 4）を作成しなければならない。

- 2 発注者は前項のリサイクル阻害要因説明書を作成した場合は、建設局土木部建設企画課再生建設資材グループ（以下、「事務局」という）へ、速やかに送付しなければならない。

第 5 章 施工段階の取扱方針

(請負者及び監理受注者の遵守責務)

第 10 条 請負者及び監理受注者は、資材の調達及び建設副産物の処理に当たって、この要綱によるほか、次の法令等を遵守しなければならない。

- 一 資源の有効な利用の促進に関する法律
- 二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 三 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- 四 建設副産物適正処理推進要綱
- 五 愛知県あいくる材率先利用方針
- 六 工事場所が名古屋市の区域にあつては「名古屋市産業廃棄物等の正な処理及び資源化の促進に関する条例」及び「名古屋市産業廃棄物処理指導要綱」、豊橋市の区域にあつては「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」（以下「県条例」という。）及び「豊橋市産業廃棄物適正処理指導要綱」、岡崎市の区域にあつては「県条例」及び「岡崎市産業廃棄物適正処理指導要綱」、豊田市の区域にあつては「豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例」、それら以外の愛知県の区域にあつては「県条例」及び「愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱」

(請負者の全体把握)

第 11 条 請負者は、当該工事で発生するすべての建設副産物について、自らの責任で処理又は処分を行い、その状況を把握しなければならない。

(資材搬入の注意事項)

第 12 条 請負者は、資材搬入に対して、協力業者も含めて次の事項について配慮しなけれ

ばならない。

- 一 現場への資材の搬入量が過大にならないよう努めること。
- 二 造作材、型枠などの工場加工、ボード類の実寸搬入（プレカット）などにより、現場加工の低減に努めること。
- 三 現場への資材搬入は、できるだけパレット、ラック、コンテナを利用し、こん包状態での搬入を避けるよう努めること。
- 四 養生材、こん包材はできるだけ簡素化し、再利用できるものを使用するよう努めること。

（建設廃棄物の分別収集）

第13条 請負者は、協力業者が排出するものも含めて、できるだけ別表3の区分により分別収集するように努めなければならない。ただし、現場条件により、分別収集が困難な場合は、中間処理施設に搬入し、分別、再資源化に努めなければならない。なお、コンクリート、アスファルト、木材については必ず分別し、再資源化しなければならない。

（工事現場の廃棄物保管施設の構造基準等）

第14条 請負者は、工事現場に廃棄物保管施設を設置する場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定を遵守するほか以下の事項を遵守しなければならない。

- 一 現場の敷地の周囲にはみだりに人が立ち入ることを防止することのできる囲いを全周に設け、現場の敷地の出入口には、施錠できる門扉が設けられていること。
- 二 廃棄物保管場所の見やすい箇所に「産業廃棄物の保管施設」であること、及び施設設置者名、産業廃棄物の種類、管理者名、連絡先を表示する立札その他の設備が設けられていること。
- 三 保管した廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに、悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。
- 四 分別収集した廃棄物の種類ごとにコンテナ等の容器を設け、容器ごとに廃棄物の種類を明示すること。
- 五 火災を防止するため、消火器その他消火設備が設けられていること。
- 六 工事現場での保管は極力短期間とすること。

（工事着手前と完了時の書類提出）

第15条 請負者は現場で生じる建設廃棄物の処理に関する計画を策定し、工事着手前に次の計画書等を発注者に提出しなければならない。また、完了時にはそれぞれの計画書について実績数字に置き換えた実施書を提出しなければならない。なお、工事着手前に提出する計画書等は、施工計画書に含め提出することができる。

- 一 再生資源利用計画書（実施書）（様式1）
再生資源利用計画書（実施書）は、請負金額100万円以上のすべての工事で、（一財）日本建設情報総合センターが管理運営する「建設副産物情報交換システム」（以下、「COBRIS」という。）に登載された CREDAS 機能により作成する。
- 二 再生資源利用促進計画書（実施書）（様式2）
再生資源利用促進計画書（実施書）は、請負金額100万円以上のすべての工事で、COBRIS に登載された CREDAS 機能により作成する。
- 三 あいくる材使用状況報告書（様式8）（完了時のみ提出。）

- 四 あいくる材使用実績集約表（様式9）（完了時のみ提出。）
 - 五 建設発生土受入地の関係法令に基づく許可証（民間受入地の場合に限る。）の写し
 - 六 収集運搬、処理業者の許可証の写し
請負者が契約した収集運搬業者及び処分業者のもの。
 - 七 廃棄物処理委託契約書の写し
請負者が収集運搬業者及び処分業者と契約したもの。
 - 八 請負者が契約した処分場までの運搬ルート図
 - 九 土木工事におけるマニフェスト管理台帳又は建築工事におけるマニフェスト集計表（いずれかを完了時のみ提出。）
- 2 前項第一号及び第二号の計画書（実施書）については、個々の実態に基づいて、求められている単位に換算して記入するものとする。ただし、実態値がない場合は別表4の値を参考に換算して記入するものとする。
- 3 発注者は、第1項で提出された再生資源利用計画書（実施書）、再生資源利用促進計画書（実施書）、あいくる材使用状況報告書及びあいくる材使用実績集約表の記入漏れや誤記などが無いことを確認するものとする。

（リサイクル状況の集約への協力）

- 第16条 リサイクル状況の集約を容易にするため、請負者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の内容をCOBRISに登録し、工事登録証明書を作成し、発注者に提出するものとする。
- 2 発注者は、工事登録証明書を受領した時には、チェックリストによりエラーがないことをシステム上で確認することとする。
- 3 あいくる材の使用状況を集約するため、請負者は、あいくる材使用状況報告書とあいくる材使用実績集約表をあいくるのホームページからダウンロードした電子データを用いて作成し、電子データで提出するものとする。
- 4 第1項で提出された再生資源利用実施書、再生資源利用促進実施書は、地方機関の施行する工事にあつては地方機関単位、本庁各課が施行する工事にあつては各課単位、各局庁の工事にあつては主管課単位で取りまとめて事務局に報告するものとする。
また、第3項で提出されたあいくる材使用状況報告書及びあいくる材使用実績集約表は、地方機関の施行する工事にあつては地方機関単位、本庁各課が施行する工事にあつては各課単位、各局庁の工事にあつては主管課単位で取りまとめて事務局に提出するものとする。
- 5 前項の提出は、原則として、毎年4月末日を目安に前年度分をまとめて行うこととする。具体的には、事務局からの提出依頼に基づき提出することとする。
- 6 事務局は、前項により提出されたものを集計し、必要に応じて公表することとする。

（マニフェスト制度の実施）

- 第17条 請負者は、建設廃棄物の運搬及び処分に当たって、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定を遵守し、マニフェスト制度による産業廃棄物管理票（マニフェスト）の処理を行うこととする。

第6章 検査時の対応

(発注者及び検査員の役割)

第18条 工事の設計段階において発注者は、第5条及び第6条に規定する総合配慮に基づいて設計業務の成果物が作成されていることを確認することとする。

2 工事の施工段階において発注者は、建設廃棄物の処理が適正に進められ第15条に規定する書類が作成されていることを確認することとする。

3 前2項の確認の他、検査員は、建設副産物の処理が適正に進められていることを検査時に確認することとする。

第7章 その他

(実施要綱の管理)

第19条 この実施要綱について疑義が生じた場合、変更の必要が生じた場合については、事務局が対応する。

附則

この実施要綱は平成13年 4月 1日より実施する。

この実施要綱は平成15年 4月 1日より実施する。

この実施要綱は平成16年 9月22日より実施する。

この実施要綱は平成20年 2月13日より実施する。

この実施要綱は平成20年 4月 1日より実施する。

この実施要綱は平成21年 4月 1日より実施する。

この実施要綱は平成22年 4月 1日より実施する。

この実施要綱は平成24年 4月 1日より実施する。

この実施要綱は平成29年 4月 1日より実施する。

この実施要綱は平成30年 4月 1日より実施する。

この実施要綱は平成31年 4月 1日より実施する。

別表 1

発生土及び受入土についての諸元
1 工事場所
2 工事の種類
3 工事名
4 搬出、搬入の別
5 搬入予定量、搬出予定量
6 搬入の場合の使用目的
①路床土
②路体、築堤盛土
③埋立て土
④その他
7 搬出の場合の発生土情報
①砂、礫質土
②岩
③粘性土
④泥土
⑤その他
8 発生時期の予定
9 工程調整のための仮置場の有無

別表 2

リサイクル阻害要因説明書を作成する場合の基準
1 300m ³ 以上の建設発生土を自由処分又は最終処分する場合
2 建設汚泥及び建設混合廃棄物を工事現場から直接最終処分する場合
3 土砂等利用工事において購入材（新材）を使用する場合
4 碎石の使用工事において新材を使用する場合（ただし、仮設工事、路盤工で供用する箇所及び再生材が飛散して周辺の土地利用に障害が発生するおそれがある箇所は除外する。）
5 アスファルト混合物の使用工事において新材を使用する場合（ただし、表層工、基層工に改質材を使用する場合等の再生品を使用できないものは除外する。）
6 本ガイドラインで現場若しくは再資源化施設での資源化又は再生資源の現場での利用となっている物品について、焼却又は最終処分を行う場合
7 現場内で分別が行えない場合

別表3

建設廃棄物の分別区分	
一	<p>コンクリート塊（安定型産業廃棄物）</p> <p>処理方針：再資源化施設に搬入する。</p>
二	<p>アスファルトコンクリート塊（安定型産業廃棄物）</p> <p>処理方針：再資源化施設に搬入する。</p>
三	<p>木材（管理型産業廃棄物）</p> <p>処理方針：再資源化施設に搬入する。</p>
四	<p>金属くず（鉛製は管理型産業廃棄物、それ以外は安定型産業廃棄物）</p> <p>処理方針：鉄筋くず、金属加工くず、ボルト類、電線、番線等は有価物として処分する。</p> <p>有価物として処分できない場合は、できるだけ再資源化に努め、やむを得ないもののみ、適正処理を行う。</p> <p>なお、鉛製の管、又は板、廃容器包装（*注1）は、他の金属と区分して収集し、管理型最終処分場で処分する。</p>
五	<p>飲物等の空き缶（安定型一般廃棄物）</p> <p>処理方針：有価物として処分する。有価物として処分できない場合は、再資源化施設に搬入する。</p>
六	<p>ダンボール等（管理型産業廃棄物）</p> <p>処理方針：有価物として処分する。</p> <p>有価物として処分できない場合は、再資源化施設に搬入する。</p>
七	<p>燃えるもの（管理型産業廃棄物）</p> <p>処理方針：できるだけ再資源化に努める。</p> <p>再資源化できない場合は、焼却処理をする中間施設に搬入し減量化する。</p>
八	<p>燃えない混合産業廃棄物（安定型産業廃棄物）</p> <p>処理方針：それぞれ、再資源化に努める。</p> <p>処分する場合、コンクリートくず、アスファルトコンクリートくず、モルタルくず、廃プラスチック類（廃容器包装を除く）、ガラスくず及び陶磁器くず、れんがくず等の安定型産業廃棄物のみの混合廃棄物は、安定型最終処分場で処分できる。</p> <p>しかし、管理型産業廃棄物の混じった混合産業廃棄物は管理型最終処分場で処分しなければならない。</p>
九	<p>燃えない混合産業廃棄物（管理型産業廃棄物）</p> <p>処理方針：それぞれ、再資源化に努める。</p> <p>品目の例示：石こうボード、鉛蓄電池の電極、鉛製の管又は板、プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る。）、廃容器包装（注1）等</p>
十	<p>生ゴミ、新聞雑誌等の生活ゴミ（一般廃棄物）</p> <p>処理方針：食事の残さ、弁当がら、新聞雑誌等の一般廃棄物は、産業廃棄物とは別に収集し、地元市町村の分別収集に合わせて分別収集に努める。</p>
<p>*注1：廃容器包装とは、固形状又は液状の物の容器又は包装であって廃棄物の処理及び清掃に関する法律別表第5の下欄に掲げる物質が混入又は付着した物。なお、有害な廃容器包装は遮断型産業廃棄物となる。</p>	

別表4

建設廃棄物の重量換算時の参考値

建設廃棄物の種類	重量換算係数 ^{※1} (t/m ³)			産業 廃棄物 (環境省)	運搬車両規 模の算定用 密度 ^{※2} (t/m ³)
	荷積み状態		実体積による 換算		
	建廃 ガイドライン値	参考値	参考値		
建設汚泥	1.2~1.6	1.4	1.4	1.10	—
コンクリート塊	建設廃材 1.6~1.8	1.8	2.35(無筋)	1.48	1.7
アスファルト コンクリート塊		1.8	2.35		
建設発生木材	0.4~0.7	0.5	—	0.55	0.6
建設混合廃棄物	—	—	0.24~0.30	0.26	—
砕石	—	—	2.0	—	—
廃プラスチック類	—	—	1.1	0.35	0.4
廃塩化ビニル管・継手	—	200kg/m ³ 管・パイプ	—	—	—
廃石こうボード	—	0.65~0.8	—	—	—
紙くず	—	—	0.5	0.30	—
アスベスト	—	—	0.9	0.30	—
金属くず	—	—	—	—	1.5
ガラス・陶磁器くず	—	—	—	—	1.2

※1 出典：国土交通省中部地方整備局資料

※2 出典：愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱

草刈りにおける面積あたりの重量換算時の参考値

河川	1.4 t/1,000m ²
道路	0.74t/1,000m ²